

# 犬と猫

## ■犬を飼い始めたら!

**登録** まずは、畜犬登録。  
生後3ヶ月以上の犬は、生涯1回の登録を行う必要があります。  
登録は、役場(環境課)で行っています。(動物病院でも出来る  
ところがあります)  
登録を受けた犬は、犬の鑑札の交付を受け、その鑑札を犬に  
つけましょう。



**登録の変更** 住所が変わった場合、新しい住所地の役所で、住所変更をして  
下さい。(飼い主が変更になった場合も届け出が必要です)

**狂犬病予防注射** 犬は、毎年1回、狂犬病の予防注射を受ける必要があ  
ります。  
注射を受けた犬は、注射済票の交付を受け、その注  
射済票を犬につけましょう。  
狂犬病予防注射は、動物病院または、年1回の集団注  
射で行いましょう。



## ■犬・猫の死体処理

道路上で死体となって放置されている犬、猫などは回収します。  
粕屋町役場 環境課(TEL 938-2311)へご連絡ください。

### 犬を飼うとき のお願い



#### 1. 放し飼いは法律で禁じられています。

犬は必ず、つないでおきましょう。(散歩のときも)

#### 2. 毎日、散歩させましょう。

犬は適度な運動をさせないと、ストレスがたまって、気が荒くなったり、言うこと  
をきかなくなったり、無駄吠えをするようになります。

#### 3. フンは責任をもって片付けましょう。

散歩をするときは必ずビニール袋などを準備してフンを片付けましょう。

#### 4. 首輪に犬の鑑札・注射済票をつけましょう。

#### 5. 犬の子供を飼えないときは去勢手術や不妊手術をしましょう。

### 犬に関する 問い合わせ

- 粕屋町 環境課 TEL 092-938-2311
- 粕屋保健福祉環境事務所 衛生課 TEL 092-939-1744